

新居浜市建設工事指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び建設工事に関する調査、測量、設計業務（以下「市工事等」という。）の契約に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）第3条の規定に基づき、指名競争入札に参加する資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止（一定の期間指名の対象外とする措置をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長又は契約に関する事務を委任された副市長（以下「契約担当者」という。）は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行ったときは、市工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者は指名しないものとする。

3 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 契約担当者は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても元請負人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者は除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合について準用する。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における指名停止の期間の短期は、これらの表に規定する期間の短期の2倍（次の各号の指名停止を受けた期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当して指名停止を受けた有資格業者が、当該指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（当該指名停止期間中を含む。）に別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当して指名停止を受けた有資格業者が、指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 指名停止の期間中の有資格業者が、新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったときの当該指名停止の期間は、既に措置されている指名停止の残期間に当該措置要件に定める期間を加算した期間とする。
- 7 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、該当有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止の措置対象区域の特例）

第5条 契約担当者は、有資格業者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格業者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、所管する区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

- 2 契約担当者は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格業者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格業者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

（指名停止の通知）

第6条 契約担当者は、第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、前条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第4条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市工事等に関係するもの又は別表第2第13号及び第18号から第21号までのいずれかに該当するものであるときは、必要に応じ当該市工事等の関係人から改善処置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としない。ただし、やむを得ない事由があると認めたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は完成保証人となることを承認しない。ただし、特に必要があると認めたときはこの限りではない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 契約担当者は、指名停止を行わない場合において、必要があるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告若しくは、注意の喚起を行うことができる。

(指名停止措置の継承)

第10条 第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による指名停止の期間中の有資格業者から、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ有資格業者は、当該指名停止期間中の有資格業者の指名停止の措置を引き継ぐものとする。

(指名停止措置の公表)

第11条 契約担当者は、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者の商号又は名称、期間及び理由を公表するものとする。指名停止の期間中に指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときも同様とする。

2 前項の規定による公表は、契約担当課において関係書類を閲覧に供する方法その他契約担当者が必要と認める方法により行うものとする。

(新居浜市物品売買等指名停止措置要綱に基づく指名停止)

第12条 新居浜市物品売買等指名停止措置要綱（平成19年要綱第3号）に基づき指名停止の措置を受けた有資格業者が、市工事等の有資格業者である場合の市工事等に係る指名停止の措置及び期間は、当該指名停止の措置及び期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成2年7月2日から施行する。
- 2 新居浜市工事請負業者指名停止基準（昭和48年11月15日）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年5月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の新居浜市工事請負業者指名停止処分要綱によりおこなった処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定により行ったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年9月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の新居浜市工事請負業者指名停止処分要綱によりおこなった処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定により行ったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年9月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、改正前の新居浜市建設工事指名停止措置要綱の規定により行われた措置、手続きその他の行為は、改正後の新居浜市建設工事指名停止措置要綱の相当規定により行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） 1 市工事等の契約に係る競争入札において、入札参加資格申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上12月以内
（過失による粗雑工事） 2 市工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（契約に定められた種類、品質又は数量に関する不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1月以上12月以内
3 市内における工事で市工事等以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約に定められた種類、品質又は数量に関する不適合の程度が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
（契約違反） 4 2に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上12月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上12月以内
6 一般工事の施工に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上8月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 1 次に掲げる者が市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1）有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） （2）有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事業所をいう。）を代表する者で、（1）に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） （3）有資格業者の使用人で、（2）に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から 4月以上24月以内 3月以上18月以内 2月以上12月以内
2 次に掲げる者が市内の市以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1）代表役員等 （2）一般役員等 （3）使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上24月以内 2月以上18月以内 1月以上12月以内
3 次に掲げる者が市外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1）代表役員等 （2）一般役員等 （3）使用人	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上18月以内 2月以上12月以内 1月以上8月以内
（独占禁止法違反行為） 4 市工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は、第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認めるとき。	当該認定をした日から 3月以上24月以内
5 市内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2月以上24月以内
6 市外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上18月以内
（談合） 7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、市工事等の契約に関し談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上24月以内

8 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、市内における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 2 月以上 2 4 月以内
9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、市外における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 2 月以上 1 8 月以内
(建設業法違反行為)	
10 市工事等に関し、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 1 2 月以内
11 市内において、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。（前号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
12 市外において、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(暴力団関係者等)	
13 有資格業者である個人又は有資格業者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 2 月以上 2 4 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
14 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）第 1 条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行つたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 2 月以上 2 4 月以内
15 有資格業者等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 2 月以上 1 8 月以内
16 有資格業者等が、暴力団対策法第 2 条第 8 号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は暴力団対策法第 1 0 条の規定に違反する行為を行つたと認められるとき。	当該認定をした日から 8 月以上 1 8 月以内
17 有資格業者等が、暴力団対策法第 2 条第 7 号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。	当該認定をした日から 8 月以上 1 8 月以内

18 有資格業者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 1 8 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
19 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 1 2 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
20 有資格業者等が、暴力団等であるとしながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 1 2 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
21 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 1 2 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
22 第 1 3 号から前号までのいずれかに該当する場合を除くほか、有資格業者等が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から 4 月以上 1 8 月以内
23 市工事等の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けながら、市への報告及び警察への届出を怠ったとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(不正又は不誠実な行為) 24 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 1 8 月以内
25 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 1 8 月以内